日 薬 業 発 第 253 号 令和 4 年 10 月 5 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会副会長 森 昌平

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について(協力依頼)

標記について、厚生労働省保険局医療介護連携政策課長より、協力依頼が別添のとおりありましたのでお知らせいたします。

「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」(令和3年3月29日とりまとめ) において、オンライン請求医療機関・薬局からの返戻再請求及び保険者からの再審査 申出に係るオンライン化およびそのスケジュール等については、令和3年12月9日 付け日薬業発第310号にてお知らせしたところです。

今般、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関・薬局について、再請求や全ての保険者による再審査申出について、オンラインによるものとすること等について、システム事業者の対応状況等を踏まえ、令和5年3月請求分からオンラインによるものとすること等が示されました。

また、厚生労働省においては、オンライン化を円滑に実施できるようシステム事業者に対して改めて働きかけや関係機関と連携して周知の徹底を図ることや、やむを得ない場合の必要な対応についての検討などを行い、オンライン請求医療機関・薬局に対する紙返戻の廃止については、令和6年度中の廃止を目指して対応を進めていくとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

・返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について(協力依頼) (令和4年9月30日付け保連発第4号、厚生労働省保険局医療介護連携政策課長) 公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 (公印省略)

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について (協力依頼)

日頃より、貴会におかれては、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し 上げます。

「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」(令和3年3月29日とりまとめ)において、オンライン請求医療機関・薬局(以下「オンライン請求医療機関等」という。)からの返戻再請求及び保険者からの再審査申出に係るオンライン化についてとりまとめられており、そのスケジュールについては、「オンライン請求の促進に向けた対応について(周知依頼)」(令和3年11月29日保連発1129第1号)においてお示ししていたところです。

今般、これらのオンライン化の時期等について、下記のとおりお示ししましたので、 貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」等に沿って、以下のとおり対応 することとしていました。
 - ① 紙媒体で返戻されたレセプト(※)に係る再請求を除き、オンライン請求医療 機関等について、再請求をオンラインによるものとする。
 - ※ 当初、令和3年10月から紙媒体による返戻を廃止することとしており、その場合でも紙媒体に依らざるを得ない返戻レセプトが想定されていた。
 - ② 全ての保険者による再審査申出について、オンラインによるものとする。なお、 紙媒体で請求されたレセプトに係る再審査申出については、引き続き、紙媒体で の再審査申出を可能とする。
- 上記について、医療機関・薬局、保険者を顧客とするシステム事業者の対応状況 等を踏まえ、2023 年 3 月原請求分からオンラインによるものとします。
- 「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」の改正及び詳細に ついては、追って通知いたします。

- 厚生労働省においては、上記時期からのオンライン化を円滑に実施できるよう、 システム事業者に対して必要な対応を完了するよう改めて働きかけるとともに、関 係機関と連携して周知の徹底を図るものとします。
- その上で、システム事業者の対応状況を把握した上で、やむを得ない場合の必要 な対応について検討を行います。
- なお、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止については、引き続き、 医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和6年度中の廃止を目指しま す。

以上

都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国民健康保険主管課(部)長 殿 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 殿 地 方 厚 生 (支)局 長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 (公印省略)

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について(周知依頼)

日頃より、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」(令和3年3月29日とりまとめ)において、オンライン請求医療機関・薬局(以下「オンライン請求医療機関等」という。)からの返戻再請求及び保険者からの再審査申出に係るオンライン化についてとりまとめられており、そのスケジュールについては、「オンライン請求の促進に向けた対応について(周知依頼)」(令和3年11月29日保連発1129第1号)においてお示ししていたところです。

今般、これらのオンライン化の時期等について、下記のとおりお示ししますので、 関係者への周知をよろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」等に沿って、以下のとおり対応 することとしていました。
 - ① 紙媒体で返戻されたレセプト(※)に係る再請求を除き、オンライン請求医療 機関等について、再請求をオンラインによるものとする。
 - ※ 当初、令和3年10月から紙媒体による返戻を廃止することとしており、その場合でも紙媒体に依らざるを得ない返戻レセプトが想定されていた。
 - ② 全ての保険者による再審査申出について、オンラインによるものとする。なお、 紙媒体で請求されたレセプトに係る再審査申出については、引き続き、紙媒体で の再審査申出を可能とする。
- 上記について、医療機関・薬局、保険者を顧客とするシステム事業者の対応状況

等を踏まえ、2023年3月原請求分からオンラインによるものとします。

- 「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」の改正及び詳細に ついては、追って通知いたします。
- 厚生労働省においては、上記時期からのオンライン化を円滑に実施できるよう、 システム事業者に対して必要な対応を完了するよう改めて働きかけるとともに、関 係機関と連携して周知の徹底を図るものとします。
- その上で、システム事業者の対応状況を把握した上で、やむを得ない場合の必要 な対応について検討を行います。
- なお、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止については、引き続き、 医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和6年度中の廃止を目指しま す。

以上